

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	住民記録システム
2	個人情報ファイルに記録されている本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
3	実施機関の名称	平塚市長
4	個人情報ファイルを利用する担当課の名称	市民課、納税課、市民税課、固定資産税課、保険年金課、介護保険課、福祉総務課、生活福祉課、高齢福祉課、地域包括ケア推進課、保育課、収集業務課、環境保全課、下水道経営課、建築住宅課、学務課、資産経営課、農業委員会、行政総務課、青少年課、平塚市中央図書館、選挙管理委員会、土木総務課、危機管理課、災害対策課、道路整備課、道路管理課、職員課、秘書課、健康課、都市整備課、みどり公園・水辺課、デジタル推進課、平塚市教育研究所、学校給食課、マイナンバー推進課、企画政策課
5	個人情報ファイルの利用目的	住民の住所関係の公証、選挙人名簿の登録等、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため。
6	記録項目	【基本的事項】 ☒ 1個人番号、☒ 2氏名、☒ 3性別、☒ 4生年月日、 ☐ 5年齢、☒ 6住所、☐ 7電話・FAX、 ☐ 8メールアドレス、☒ 9本籍・国籍、☐ 10顔写真 ----- 【心身の状況】 ☒ 11身体状況、☐ 12精神状況、☒ 13介護状況 ----- 【家庭状況】 ☒ 14親族関係、☐ 15婚姻歴、☐ 16家族状況、 ☐ 17居住状況、☐ 18趣味 ----- 【社会生活】 ☐ 19学業・学歴、☐ 20職業・職歴、 ☐ 21地位・役職、☐ 22資格、☐ 23成績・評価、 ☐ 24表彰等 ----- 【経済状況】 ☐ 25資産状況、☐ 26収入・所得、☐ 27賦課状況、 ☐ 28納付状況、☐ 29口座情報、☐ 30取引状況

		【その他の項目】 ☒ 住民基本台帳法第7条及び第30条の45に規定されている項目、 ☒ 特別永住者証明書の交付年月日、 ☒ 個人番号通知書及び個人番号カード交付通知書の送付先情報	
7	記録範囲	平塚市の住民基本台帳に登録された市民	
8	記録情報の収集方法	住民異動届、転入確定通知、出入国在留管理庁通知ファイル、住居地届出書、支援措置申出書、個人番号カードの送付先に係る居所情報登録申請書	
9	要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない	
10	記録情報の経常的提供先	住民基本台帳法に規定されている提供先、株式会社日立システムズ、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社BPO事業本部、富士フイルムシステムサービス株式会社、株式会社情報システム工学、自治体等の情報照会機関（中間サーバ）、出入国在留管理庁、地方公共団体情報システム機構	
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民課	
		(所在地) 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
		☐ 法第60条第2項第2号 (紙媒体処理ファイル)	
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
	行政機関等匿名加工情報の概要		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
	備 考	